

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- ・ 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生 ⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- ・ 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- ・ 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設 【前回提出法案(※)から修正】

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者には義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進 【前回提出法案(※)から修正】

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。（計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。）

5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出（法第88条第1項）を廃止。
 - 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。
- 【前回提出法案(※)と同様の内容】

施行期日：公布の日から起算して、それぞれ6は6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 第179回国会にメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策などを内容とする労働安全衛生法の一部を改正する法律案を提出し、第181回国会で衆議院の解散により審議されず廃案となった。

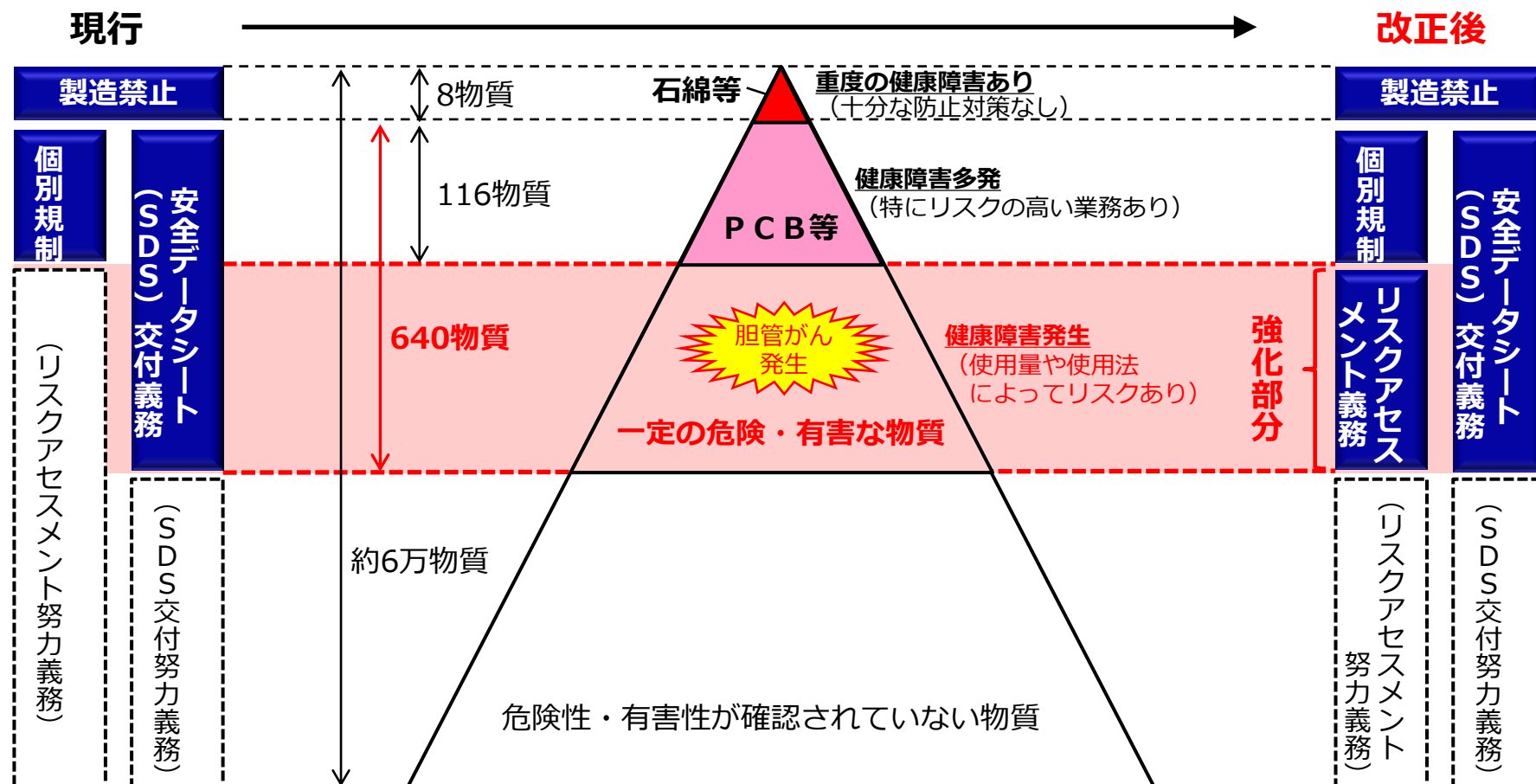
1. 化学物質管理のあり方の見直し

※新法規改正事項

○危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も発生時は特別規則による個別規制対象外）

➡ ○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

【制度改正の概要】



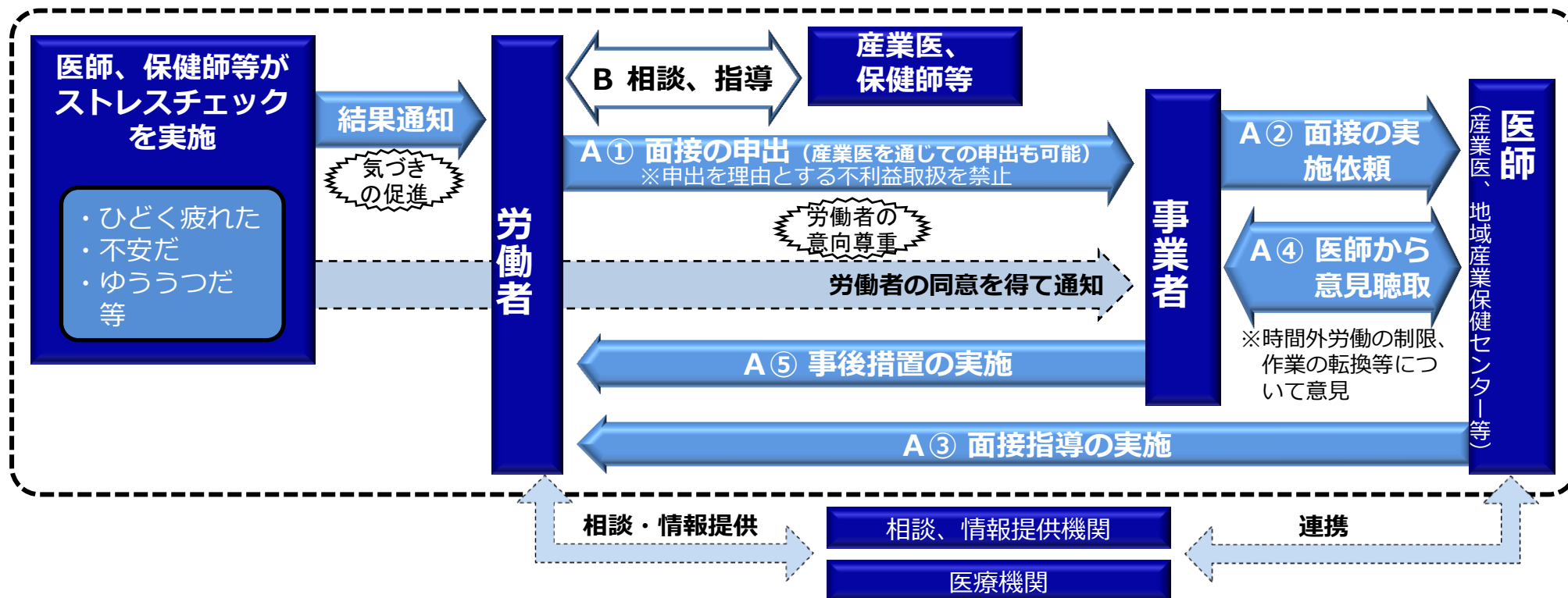
2. ストレスチェック制度の創設

※前回法案から修正

○精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど増加（21年度:234→22年度:308→23年度:325→24年度:475）

- ➡
- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務づける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。
 - ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。
 - 国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めるものとする。

【ストレスチェック制度の概要】



3. 受動喫煙防止対策の推進

※前回法案から修正

【前回の法案の内容】

- 全ての事業者職場の全面禁煙又は空間分煙を義務化。
- 飲食店等は、当分の間、たばこ煙を一定の濃度以下に保つ又は一定量以上の換気を行うことでも可とする。



○義務化した場合、国の支援策がなくなり、取組が進まなくなるおそれがあることや、建議後に受動喫煙対策に取り組んでいる事業場が増加していることも勘案し、法案の内容を検討すべきと労働政策審議会が建議（平成25年12月）

- 受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努めるものとする。

【国による支援措置の概要】 ※平成25年度実施の支援措置の概要

●受動喫煙防止対策助成金

- ・助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・助成対象：喫煙室の設置のための費用
- ・助成率等：上記費用の1/2（上限200万円）



●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

●たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

※新法規改正事項

○同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見



- 安全衛生関係法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対し、改善計画の作成等を指示できる仕組みを創設する。 ※具体的な要件は省令等で定める予定
- 企業が計画の作成指示や変更指示に従わない場合や計画を実施しない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合に企業名を公表する仕組みを創設する。

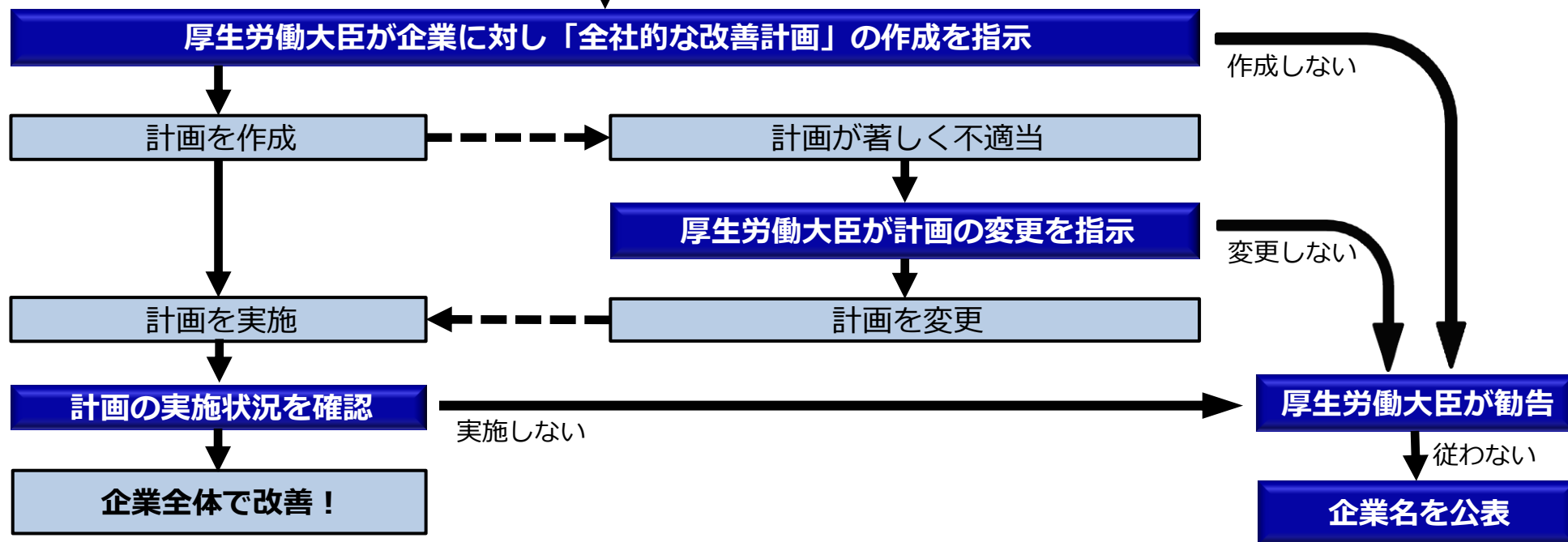
【新たに設ける仕組みの概要】

- 同一企業内で、安全衛生関係法令に違反し、同様の重大な労働災害が繰り返し発生
- 労働災害が繰り返し発生した後も、企業として改善に取り組んでいない

※具体的な要件は省令等で定める予定

※重大な労働災害の定義
(省令で定める予定)

- ①死亡災害
- ②障害等級7級以上の災害



5. 外国に立地する検査機関等への対応

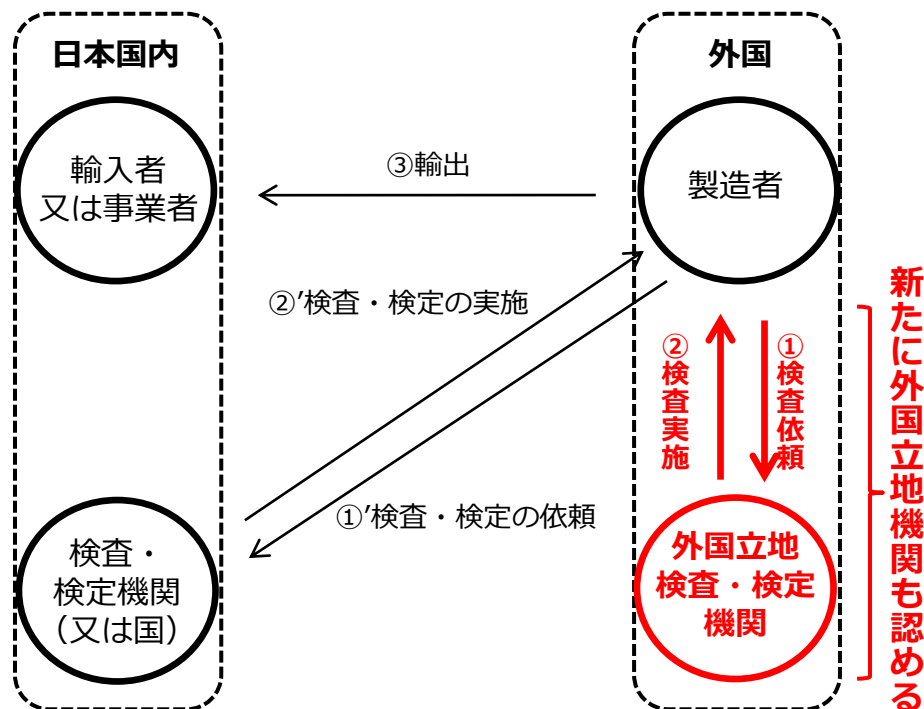
※新法規改正事項

- 世界的に貿易の障壁の撤廃に向けた動きが進む中で、国際化に対応する観点から規制を見直す必要



- ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関（登録検査・検定機関）のうち、日本国内に事務所のない外国に立地する機関についても登録を受けられることとする。

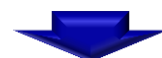
機械等の検査・検定の仕組み



6. 規制・届出の見直し等

規制・届出の見直し ※新法規改正事項

- 技術水準の向上により、他の手段で目的が達成されている規制は見直す必要



- 規模の大きい工場等で、建設物、機械等の設置・移転等（生産ライン等の新設・変更）を行う場合の事前届出を廃止する。

現行

見直し後

機械等の事前届出規制	機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出	廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出	②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出	③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出	④一定規模以上の建設工事は事前届出

※廃止する届出の年間届出数は約1万2千件

型式検定等の対象器具の追加 ※前回法案と同様の内容

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務づけられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加する。